



様式第4号（第6条関係）

令和3年 9月7日

富士見市議会議長 齊藤 隆浩 様

会派名 草の根  
代表 勝山 祥

### 行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

#### 記

1 期 間 令和3年9月4日（土）・5日（日）

2 参加者名 加賀 奈々恵

3 場所（行政視察地・研修場所） Zoom

#### 4 調査・研修概要

第8回多様な学び実践研究フォーラム

主催 多様な学び保障法を実現する会、フリースクール全国ネットワーク

#### <1日目：9月4日（土）>

##### 【基調講演】

「子どもの居場所と子どもの権利条約について 一川崎市子どもの権利条例施行20年の節目に」

西野 博之（フリースペースたまりば理事長・川崎市子ども夢パーク所長・フリースペースえん代表、文部科学省「フリースクール等に関する検討会議」委員、精神保健福祉士）

認定NPO法人フリースペースたまりばとは、1991年から川崎市で不登校児童生徒やひきこもり傾向にある若者たち、さまざまな障害のある人たちと共に育ち合う場づくりを行ってきた組織である。

活動内容としては、

- ①川崎市子ども夢パーク・フリースペースえんの運営
- ②高津区在住で、生活保護家庭・ひとり親家庭の中学生を対象とした「学習支援・居場所づくり」事業

- ③市内3か所の児童相談所で大学生と子ども・若者のマッチング及びグループ活動（ふれあい心の友）
  - ④川崎若者就労・生活自立支援センター「ブリュッケ」の運営（引きこもりの方に対して就労支援の前に居場所づくりを行っている）
  - ⑤コミュニティ・スペースでフードパントリーの開設と多世代型の子ども食堂（えんくる食堂）
- の5つがある。

1991年からフリースペースたまりばを運営してきた。最初は教育委員会からの風当たりが強かったが、7年後、教育委員会から調査依頼が入ったことにより、フリースペースと教育委員会の関係が変化した。

調査依頼の内容は「このようにフリースペースで過ごしている子どもたちは、学校に戻れるようになるのか、社会に出ていけるようになるのか」。

調査依頼に従って、7年間の追跡調査を実施したところ、通っていた児童の多くが、就労や何らかの学びの場に通っていることが判明した。この調査結果により、教育委員会がフリースペースに興味関心を示すようになった。

1994年に子どもの権利条約を日本が批准したことを受け、川崎市で子どもの権利条例を制定しようとする動きが始まり、2001年4月に施行された。

「川崎市子どもの権利に関する条例」では第27条において「子どもの居場所」を保障することとなった。

以上の動きを受けて、フリースペースたまりばも関わる形で、「子どもの権利条例」の具現化を目指した「子ども夢パーク」づくりが始まる。

また、「子どもの権利条例」づくりの中で見えてきた課題があった。課題は主に不登校児童生徒に関するものである。

以下が課題の内容。

- ・不登校児童生徒を対象とした適応指導教室の不足  
(1300人の不登校児童生徒に対して、約1割しか公的施設は受け入れていない)
  - ・発達・知的・精神・身体「障害」のある子どもたちは原則受け入れ不可
  - ・非行傾向の子ども、茶髪の子どもも受け入れ不可
  - ・高校年齢以降の受け入れ体制がない
  - ・民間のフリースクールに払うお金がなく行き場がない
- 以上の課題から、子どもの学ぶ権利が保障されていないとして、行政課題として取り組む必要性を訴えた。

課題を行政が受け止め、特に不登校児童生徒の居場所や学び場の保障という観点から公民協働によるフリースペースづくりが始まる。

フリースペースたまりばに、当事者の声を聴くためのアンケートとヒアリングを市が委託。アンケートは「どんな施設を作りたいか、作られては迷惑

か」。

たくさんの不登校児童生徒や親の声を集め、教育委員会との会議を重ねてフリースペースづくりを行った。

フリースペースづくりにあたり「川崎市子ども夢パークにおける不登校児童生徒に関する協議会」が設置、開催されるようになる。

構成メンバーは教育委員会の学校教育部指導課と生涯学習推進課、フリースペースたまりば担当。

生涯学習推進課が社会教育として担当したことが特徴的だった。

生涯学習推進課が所管した理由は、「いつでも、どこでも、誰でも学べる学校教育以外での学習権の保障」、「学校教育にこだわらない生活からの学び」を行うこと。

学校教育部の指導課長も、「学校に行かないことも選択肢として認知することは改めて子どもの最善の利益なるという考え方で、その根っこには子どもの権利条例がある。つまり、学校に行けないで苦しんでいる子どもを学校教育の縛りから解放し、いたるところが学びの場だとする考え方である。それを川崎市として認める必要がある。」との発言をして、学校教育以外でも子どもの学習権を保障する考えを示した。

2003年に川崎市子ども夢パークが開設。不登校児童生徒も来られる子どもの遊び場（プレーパーク）、学び場となった。

子ども夢パーク内には、フリースペースえんを設置。えんは様々な不登校児童生徒やひきこもりの若者の権利保障を目指してつくられた、公設民営のフリースペース。

特徴としては、

- ・発達・知的・精神・身体など様々な障害や非行などの背景を持つ子ども・若者たちも受け入れている
- ・会員登録制で会費は無料（フリースクール平均月謝は33,000円）
- ・義務教育年齢にとらわれず、高校進学後も利用できる（通信制サポート校に通った後、ひきこもり状態になる若者が増えている）

基本理念は、「生きている」ただそれだけで祝福される自己肯定感を育む居場所づくりである。

目先の学校復帰のみにこだわらず、長いスパンで見て将来的に「社会的自立」を目指す。教育機会確保法の表現でいうと、学校以外の場で学び・育つ選択肢を増やすこと。

現在、川崎市は生活保護・就学援助を受けている家庭の子どもに対し、フリースペースまでの交通費・体験合宿費を上限4万円まで支給している。

川崎市以外でも、公設民営のフリースペース（フリースクール）の動きは広がっている。

- ・東京都世田谷区（2019年度から）  
　　ほっとスクール希望丘（東京シユーレ）
  - ・兵庫県明石市（2021年度から・2016年度に制定された子ども総合支援条例に基づく）  
　　「あかしフリースペーストロッコ」（一般社団法人　こどものこれからとおとなの役割）
- 等である。今後、子どもの権利保障がなされる居場所の充実が必要である。

#### 【シンポジウム】

学ぶ権利を保障するしくみを考える～公的な経済支援が行われている実例に基づいて～

##### （概要）

日本で、学校教育以外の多様な学びの場を活用して義務教育期間を育つ子どもたちが存在するようになって、30年以上になる。不登校は増加し続け、また保護者の教育へのニーズの変化もあり、今や、多様な学びを社会が必要としている。しかし、実際壁となっているのは、経済面である。多様な学びを維持発展させるためには、しっかりした経済基盤が求められるが、公的支援の仕組みがないために、保護者も多大な負担を背負い、運営側も大変な苦労をしながら維持してきた現実がある。普通教育機会確保法が成立して、6条に「経済的支援に努める」という条文は入ったが、実際に何らかの公的支援ができている自治体は少ない。

シンポジウムには、実際に経済的支援が実施されている地域の受託団体が出席し、その具体例を語った。

登壇者 龜貝 一義（NPO法人フリースクール 札幌自由が丘学園理事長）  
2010年札幌市長に対して、フリースクール連絡会から公的な援助を求める内容の要望書を提出。  
2012年に札幌市がフリースクール等民間施設事業費補助要綱を策定（全体で1000万円）以後、毎年、補助金の増額を議会と市長宛に要望。  
現在2020年度は10か所のフリースクールに2000万円が助成されている。

登壇者 上村 一隆（認定NPO法人箱崎自由学舎）  
福岡県フリースクール支援事業補助事業の内容と課題を説明。  
2007年度の助成開始からこの2021年度で15年度目を迎えた。  
2020年度は14団体が補助を受給している。  
所管部局は教育委員会ではなく、福岡県人づくり・県民青年部青少年育成局私学振興課が担当。補助の上限は年間200万円である。  
課題としては、「不登校支援であるフリースクールと教育選択のオルタナティブスクール」という考え方を福岡県がしており、オルタナティブスクールの場合は助成対象になっていないことが上げられる。

登壇者 間屋口 貴仁（フリースクールちゃれすくーる施設長）

フリースクールとしてではなくNPO法人地域スポーツ振興協会として県からの助成金をもらう形を取った。

鳥取県では、不登校児童生徒支援事業費補助金と言ってフリースクールではなく家庭への支援がある。鳥取県北栄町ではフリースクールに通う家庭に対して通学費、授業料の全額補助をしている。

登壇者 鈴木 正樹（株式会社アットスクール代表取締役 / アットスクール高等学院 学院長）

2005年に発達障がいや不登校の子どもたちの支援を目的として株式会社アットスクールを設立した。生徒および保護者支援に携わりながら全国での講演や相談支援、サポーター養成研修などを行ってきた。

草津では、1000人あたりの不登校児童生徒が県平均よりも高くなっていることを課題として捉えていた。

2016年の教育機会確保法制定を受けて、2021年8月に草津市フリースクール利用助成事業を開始。

登壇者 古山 明男（千葉市教育機会確保の会代表 / おるたネット代表）

千葉市教育機会確保の会という会を立ち上げ行政に対して要望活動を行った。千葉市教育機会確保の会は2019年にフリースクール、夜間中学、日本語学校、学童保育、不登校親の会などが集まってできた。

成立経過は議員とフリースクール関係者の話し合いが元となった。市議会議員の中に、親の会や夜間中学などの活動に関わっていた議員も多く、話が簡単に進んだ。

千葉市自体も、不登校児童に対して対策ではなく支援という形に舵を切っていたところだった。

また、すでに障害児対象の学習中心フリースクールに対して市が助成していた事例があった。

2020年より千葉市フリースクール利用助成事業が始まった。

<2日目：9月5日（日）>

【分科会①多様な学び支援と子ども条例】

登壇者 喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

小堀 康典（前高根沢町教育長）

中野 謙作（一般社団法人若年者就労支援機構、特定非営利活動法人 とちぎ教育ネットワーク）

（概要）

子どもの権利条約を批准している日本は、国連子どもの権利委員会による締約国審査において、「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含

む）から子どもを解放するための措置を強化すること」という勧告を受けている。つまり、不登校は、このような競争的でストレスの多い学校環境により生じているという構造的な理解が必要であり、学校に代わる学びの権利が子どもの権利として構築されなければならない。そのためにも、子どもの権利条約と教育機会確保法の周知推進が不可欠である。そこでこの分科会では、子どもの権利条例に関する西野博之氏の基調講演を受け、子どもの権利条例づくりと学校外の多様な学び場づくりの実践を栃木県高根沢町の事例から学んだ。

## 1 不登校から多様な学び支援へ

2016年学校外に確保される普通教育の機会に公的支援の道を拓いた法律、「普通教育機会確保法」が制定される。

普通教育機会確保法13条には、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講じるものとする。」とある。

この条文により、国や地方公共団体は子どもの学ぶ権利を学校による普通教育のみから学校外の普通教育をも保障することとなった。

## 2 子どもの学ぶ権利の宣言から地方自治・制度保障の条例制定へ

- ・高根沢町子ども条例7条（学びの支援）2項（2020年4月1日施行）  
町は、不登校の子どもが学校外においても学ぶことができる場所及び機会を確保するほか、子どもの多様な学びの機会の充実を図るものとする。

- ・川崎市子どもの権利に関する条例（2001年4月1日施行）

第27条子どもの居場所

（子どもの居場所）

第27条

1 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

教育機会確保法は理念法にとどまったために、多様な学びの具体的な制度設計を、これから国か、地方公共団体か、どうやっていくのかが課題である。

学校にも行けない、適応指導教室にも行けない、フリースクールにも行けない子どもに対しての多様な学びの保障は急務である。

### 【分科会②予測困難で不確実な時代の普通教育のあり方】

登壇者 白井 俊（文部科学省初等中等教育 企画課教育制度改革室長）

#### （概要）

文部科学省は、2020年度から新しい学習指導要領をスタートさせ、「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブラーニングを推進している。予測困難な時代を生きていくのに必要な資質やスキルを身につけることが子どもたちに求められているが、その一方で、オーバーロード・カリキュラム（学びの負担荷重）の問題も懸念されている。

文部科学省では「OECD Education 2030プロジェクト」として、OECDとの政策対話を進めている。

新指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を目指し、教科横断的に資質・能力の三つの柱（①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力等 ③学びに向かう力・人間性等）で構造化するなど、OECDの学習の枠組みと似たところを盛り込んだ。

これからの中等教育のあり方は、幅広い教育目標の元、積極的に社会参画することができる市民となっていくためのスキルを子ども達に身につけてもらうことが必要である。

#### 5、まとめ

普通教育機会確保法が施行されて5年。地方公共団体での新たな取り組みが求められている。新たな取り組みの一例として、兵庫県明石市、神奈川県川崎市に見られるような「子どもの権利条例」を制定することで、不登校児童生徒を含めた多様な学びの確保を行なっていく必要がある。本市でも今後、子どもの権利の条例化などについて可能性を探っていきたい。